

# 国民健康保険

## ●国民健康保険

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
国民健康保険	国民健康保険の資格喪失	<p>被保険者が亡くなられた場合、手続きが必要です。</p> <p><b>【期限】</b> 亡くなられた日から14日以内</p> <p><b>【手続きができる人】</b> 世帯主、同一世帯の方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方の被保険者証</li> <li>・同世帯で国民健康保険に加入している方全員分の被保険者証</li> <li>・本人確認書類</li> <li>・世帯主のマイナンバーが分かるもの</li> </ul>	国民健康保険課 国保資格係 1階 7番窓口 (国保加入・離脱)  内線 362
	国民健康保険の記載事項の変更	<p>世帯主が亡くなられた場合で、同世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合、手続きが必要です。</p> <p><b>【期限】</b> 亡くなられた日から14日以内</p> <p><b>【手続きができる人】</b> 同一世帯の方(新しい世帯主)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方の被保険者証</li> <li>・本人確認書類</li> <li>・世帯主のマイナンバーが分かるもの</li> </ul>	
	葬祭費の請求	<p>被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った方(喪主)に対し5万円が支給されます。</p> <p><b>【期限】</b> 葬祭を行った日の翌日から2年以内</p> <p><b>【手続きができる人】</b> 葬祭を行った方(喪主)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方の被保険者証</li> <li>・喪主の認印</li> <li>・喪主の通帳</li> <li>・会葬礼状等の亡くなられた方と喪主の氏名が確認できる書類</li> </ul>	国民健康保険課 国保医療係 1階 7番窓口 (国保医療)  内線 357・358

# 後期高齢者医療保険

## ●後期高齢者医療保険

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
後期高齢者医療保険	被保険者証等の返却	<p>被保険者が亡くなられた場合、手続きが必要です。</p> <p><b>【手続きができる人】</b> 親族</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方の被保険者証</li> <li>・減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受領証(交付を受けている方のみ)</li> <li>・喪主の通帳</li> <li>・会葬礼状等の亡くなられた方と喪主の氏名が確認できる書類</li> </ul>	
	葬祭費の請求	<p>被保険者が亡くなられた場合、その葬祭を行った方(喪主)に対し、5万円が支給されます。</p> <p><b>【期限】</b> 葬祭を行った日の翌日から2年以内</p> <p><b>【手続きができる人】</b> 葬祭を行った方(喪主)</p>		国民健康保険課 高齢者医療係 1階 9番窓口  内線 353・359